



突然襲う土砂災害

6月は土砂災害防止月間です みんなで防ごう土砂災害

土砂災害防止月間は、土砂災害の防止と被害の軽減を目的に、昭和58年から毎年6月に全国一斉に実施しています。四国一広い面積の三好市では、土石流・地すべり・がけ崩れにより人家などに被害を及ぼす恐れのある、土砂災害危険箇所が県内一の2167箇所もあります。三好市においても、土砂災害防止対策の一環として期間中いろいろな取り組みを実施してまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

災害危険箇所にあるかどうか確認しましょう。

土砂災害危険箇所は、三好市へお問い合わせいただくこと確認できますが、徳島県のホームページでも確認することができます。

また、局地的豪雨が増えたことなどにより、近年は土砂災害危険箇所以外でも土砂災害が発生しています。

土砂災害警戒情報などの気象情報に注意しましょう

雨が降り出したら、土砂災害警戒情報などの気象情報に注意しましょう。

土砂災害警戒情報は気象庁や徳島県のホームページで確認できます。土砂災害警戒情報が発表されていなくても、次のような土砂災害の前兆現象を見つけたら、異変を感じたら、ただちに避難する

ともに、市や徳島県西部総合県民局に連絡してください。

**危険を感じたら
早めに避難しましょう**

土砂災害は突発的に発生するのが特徴です。土砂災害警戒情報が発表されたり、危険を感じたら早めに避難してください。普段から、避難場所や避難の道順、お年寄りなどの早めの避難について、ご家族やご近所と相談して決めておくことが重要です。

また、土砂災害の多くは木造1階で被災しています。豪雨などでどうしても避難所への避難が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難したり、それも難しい場合は家中でより安全な場所(例えばがけから離れた部屋や2階など)に避難しましょう。

土砂災害に関するお問い合わせ先

- 三好市役所 総務部 危機管理課 電話 72・7625
- 三好市役所 建設部 工務課 電話 72・7623
- 国土交通省四国山地砂防事務所 電話 72・5400
- 西部総合県民局土整備部(三好) 電話 76・0625
- 関係機関ホームページアドレス**
- 三好市役所 <http://www.city-miyoshi.jp/> 徳島県
- <http://www.pref.tokushima.jp/> 雨量情報など
- <http://www.w1.road.pref.tokushima.jp/> 徳島地方気象台
- <http://www.jma-net.go.jp/tokushima/>

三好市議会

新しい議長・副議長が決まりました
平成28年5月13日、三好市議会第1回臨時会議が開かれ、正副議長および各委員会の構成が決まりました。任期は2年間です。各委員会の構成については、三好市議会ホームページ(<http://www.city-miyoshi.jp/gikai/syoukai/soshiki.html>)をご参照ください。



議長 山子 凱雄 副議長 三木 和弘

三好市教育委員会

平成28年5月13日付で、次の方が選任および任命されました。三好市教育委員会は、5人の委員で構成され、教育に関する重要な事項などについて、合議により審議、決定を行っています。



教育委員長に選任 前川 順子 さん (井川町辻)
教育委員に任命 大北 慶子 さん (三野町芝生)

緊急地震速報の 訓練放送を行います



6月23日「全国瞬時警報システム(J・ALERT)」を通じた、緊急地震速報の訓練放送を実施します。

緊急地震速報を見聞きして強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、短い時間にあわてずに身を守る行動をとるためには、あらかじめどのような行動をとるかを知り、実際に行動をとって経験しておくことが大切です。

この機会に、ご家庭や地域などでの行動訓練にご活用ください。

緊急情報として伝達されるため、最大音量による放送となりますので、ご注意ください。

【訓練日時】
平成28年6月23日(木)
午前10時15分ごろ

【実施内容】
音声告知端末による緊急地震速報の訓練放送

【放送内容】

最初に「緊急地震速報チャイム(NHKチャイム音)」が流れます。
放送内容：「大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」(3回繰り返し)

【屋内での対応】

- ▽家具の移動や落下物から身を守るため、頭を保護しながら大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる
- ▽慌てて外に飛び出さない
- ▽その場で火を消せる場合には火の始末をする
- ▽扉を開けて避難路を確保する



【お問い合わせ先】

三好市役所 危機管理課
電話 72・7625

災害に備えよう 三好市総合防災訓練



大雨・台風、地震などによる被害発生を想定し、災害時における自助・共助能力の育成・強化などを目的に、各種訓練を実施します。

6月26日、三好市池田総合体育館および船井電機跡地において「三好市総合防災訓練」を実施します。

【訓練日時】
平成28年6月26日(日)
午前9時～12時30分ごろ

【訓練場所および訓練内容】

- ▽三好市池田総合体育館
- ・避難訓練
- ・炊き出し訓練
- ・避難所運営訓練
- ※避難所運営訓練は屋内で実施しますので、見学できる人数は制限されます。
- ▽船井電機跡地
- ・安否確認訓練
- ・救助訓練
- ・土のう積訓練
- ・応急担架作成・負傷者搬送訓練
- ・ボランティア・センター開設・運営訓練

【お問い合わせ先】

三好市役所 危機管理課
電話 72・7625



市営住宅入居者募集

入居を希望される方は必要書類をご持参の上、お申し込みください（郵送不可）。

■公募抽選により入居決定する住宅

【申込期限：6月30日（木）17時】

住宅名	所在地	戸数	単身可	区分	築年度
三野野地団地A（東棟）	加茂野宮	1		公営	S60
井川西新町団地	御領田	1		公営	S62
井川中村南B団地	タクミ田	1		公営	H4
池田板野団地	イタノ	1		公営	S53
池田州津B団地	州津	1		公営	S55
池田新山団地	シンヤマ	1		公営	S56
山城下名1号団地	下名	2		公営	S51
山城下名2号団地	下名	4		公営	S57
山城西宇1号団地	西宇	2		公営	H3
山城永美団地	下川	1		公営	H7
山城伊予川団地	信正	4		公営	H9

■随時入居（申し込み）ができる住宅

【申し込み先着順により入居決定】

住宅名	所在地	戸数	単身可	区分	築年度
池田中西B団地	中西	1	○	公営	S48
池田中西C団地	中西	1	○	公営	S50
山城永美団地	下川	2	○	特公	H7
山城伊予川団地	信正	1	○	特公	H9
山城川口団地	引地	1	○	特公	H12
西祖谷一宇団地	一宇	4	○	公営	S60
西祖谷一宇第2団地	一宇	1	○	公営	H8
西祖谷第2西岡団地	西岡	3	○	公営	H4
西祖谷榎団地	榎	4	○	特公	S53
西祖谷榎団地	榎	2	○	公営	S53
西祖谷秘境ふるさと団地	一宇	13	○	貸付	H13
東祖谷名頃団地	菅生	2	○	公営	S53
東祖谷落合2号団地	落合	2	○	公営	S53

公=公営住宅 特=特定公共賃貸住宅 貸=貸付住宅
市営住宅募集情報は市ホームページにも掲載しています

■お申し込みできる方

- ① 現在、同居か同居しようとする親族がある方
- ② 現に住宅に困っていることが明らかな方
- ③ 税金・水道・保育料等の公共料金を滞納していない方
- ④ 所得が所定の基準に該当する方
- ⑤ 申込者または同居親族が暴力団員でない方

■公営住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額15万8千円以下であること。ただし次の場合は所得合計が月額21万4千円以下であれば入居可能です。

- ① 高齢者世帯（入居申込者が60歳以上で同居しようとする親族全員が18歳未満または60歳以上）
- ② 障害者世帯（入居者または同居者が、障害者・戦傷病者・被爆者・引揚者等）
- ③ 子育て世帯（同居者に義務教育就学中の子どもがいる世帯）

■特定公共賃貸住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額15万8千円以上48万7千円以下（前記の所得基準に当てはまらない方でも入居可能な場合がありますので、お問い合わせください）

■貸付住宅の所得基準

入居世帯の所得基準なし

●中西団地の随時申し込み終了について

池田中西A団地、B団地、C団地は、今回限りで随時申し込みを終了し、8月募集より公募抽選となります。

■お申し込み・お問い合わせ先

池田地区	三好市管理課	(電話 72-7681)
三野地区	三野支所	(電話 77-4804)
井川地区	井川支所	(電話 78-5001)
山城地区	山城支所	(電話 86-1111)
西祖谷地区	西祖谷支所	(電話 87-2273)
東祖谷地区	東祖谷支所	(電話 88-2896)



5/10 宮脇 カネミさん
(東祖谷下瀬)

宮脇さんは、30歳で夫を亡くし、農業や土木の仕事しながら義母とともに3男3女を育てました。現在、市内の特別養護老人ホームに入所されていますが、この日はご家族や親族、入所者から温かい祝福を受けました。



5/5 舟本 アイエさん
(東祖谷菅生)

舟本さんは、農業を営む夫とともに1男2女を育て、趣味のゲートボールを80歳まで楽しまれていました。現在、市内の特別養護老人ホームに入所されていますが、食べ物の好き嫌もなく元気に過ごされています。



5/4 西川 シゲコさん
(西祖谷山村一宇)

西川さんは、昼職人の夫を支えながら1男4女を育てました。面倒見がよく裁縫や料理が得意でお団子は絶品だったそうです。現在、市内の特別養護老人ホームに入所されており、毎朝の体操も元気に参加されています。

祝百歳到達

おめでとうございます

7月1日から
受付開始

事前登録型本人通知制度を 実施します

住民票や戸籍などを、代理人や第三者が請求し交付した場合（国または地方公共団体からの請求を除く）に、事前登録した方に対して交付の事実をお知らせする制度を実施します。本制度は、住民票や戸籍などの不正請求の抑止、不正取得による権利侵害の防止を図ることを目的とします。希望される方は事前登録申請をご利用ください。

■登録ができる方

- ① 三好市に住民登録がある方（以前にあった方も含む）
- ② 三好市に本籍がある方（以前にあった方も含む）

■対象となる証明書

次の証明について、窓口または郵送で請求されたものが対象です。

- ① 住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写し（消除されたものも含む）
- ② 戸籍の謄本または抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書（除籍されたものも含む）

籍に記載した事項に関する証明書（除籍されたものも含む）

■通知される内容

「交付通知書」により次の項目を郵送で通知します。

- ① 交付年月日
 - ② 交付した証明書の種別・通数
 - ③ 交付請求者の種別
- なお、証明書を取得した個人に関する情報は含まれません。

■事前登録の手続き

希望される方は、印鑑および本人確認書類（運転免許証、個人番号カードなど）を窓口を持参し、事前登録申請をしてください。

なお、やむを得ない理由や市外にお住いの方は郵送による申請もできます。詳しくはお問い合わせください。

■登録受付場所

本庁市民課および各支所窓口

【お問い合わせ先】

三好市役所市民課
電話 72・7609

8月1日から
負担軽減を
見直します



介護保険施設の食費・部屋代の負担軽減見直しについて

介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得者の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。

8月1日からは、自宅で暮らす方、保険料を負担する方、老齢年金を受給している方との公平性をさらに高めるため、食費・部屋代の負担軽減措置の利用者負担段階の判定に、非課税年金（遺族年金・障害年金）も含めるよう見直しを行います。

□利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	対象者	負担限度額（日額）	
		部屋代	食費
第1段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市区町民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	多床室	0円
		従来型個室	(特養等) 320円
		ユニット型準個室	(老健・療養等) 490円
		ユニット型個室	490円
第2段階	7月まで 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市区町民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 8月 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市区町民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	多床室	370円
		従来型個室	(特養等) 420円
		ユニット型準個室	(老健・療養等) 490円
		ユニット型個室	490円
第3段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市区町民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方	多床室	370円
		従来型個室	(特養等) 820円
		ユニット型準個室	(老健・療養等) 1,310円
		ユニット型個室	1,310円
第4段階	上記以外の方	負担限度額なし	

【お問い合わせ先】 みよし広域連合 介護保険センター 電話 76-0030